

平成 26 年 1 月 31 日

第 8 回議会改革検討委員会要録

日 時 1 月 16 日 (月) 午前 10 時～11 時 31 分
場 所 議会委員会室
出 席 堀内、服部、辻、長岡、康村、東、芳倉
富木
欠 席 吉川
資 料 上牧町議会基本条例の実施状況検証シート
上牧町まちづくり基本条例 (案) 変更箇所一覧

審議結果

1. 上牧町議会基本条例の実施状況の検証について

○ 議会基本条例第 2 1 条に見直し手続きの規定があり、4 年に一度の一般選挙の前に検証することになっている。先の第 13 回委員会 (25 年 4 月開催) において、基本条例の規定に関わらず本委員会としては毎年検証作業を行うことを申し合わせている。検証シートについては、その時に検討した総括表を使うことにしてはどうか。総括表は逐条構成であり、義務規定と努力規定が混ざり合ったものである。この方が分かり易く、委員会として 2～3 回の予定で作業行ってはどうか。進め方として、①検証作業に使うシート、②検証作業の進め方の 2 点について、協議頂きたい。

○①検証作業に使うシートを共通のツールとして作業を進めてはどうか。項目の中程に「評価」があり、「ギ」は義務規定を表し、空欄は努力規定である。評価は三段階とし、○△×で記入する。「出来た」、「どちらとも言えない」、「出来ていない」の三段階とする。右の「今後の課題」にはコメントを入れる。(全委員異議無し)

○②検証作業の進め方については、i 条例 (解説を含む) を読み直す、ii 検証シートを使って各委員において作業をする、iii 次回の委員会に持ち寄る。順次検討を進め、4～5 月を目途にまとめることで進めたい。

○「○△×」の意味は、条例の見直しをするということか。

○今回の作業は先ず実施状況の評価をやることだ。条例の見直しはその次である。例えば、議会報告会は第 6 条に規定されている。既に 2 回実施されており、別の定めも作っている。評価はいずれも「○」であろう。

○今後の進め方として、評価結果をどの時点で住民に公表するのか、それを目標に作業してはどうか。

○検証シートを各委員が持ち帰り作業を行い、次回委員会の 1 週間前に事務局に提出、集計一覧にして委員会として検証作業を進めてはどうか。4～5 月に一定まとまった段階で、ホームページなり議会だよりで公表してはどうか。

○検証シートはこれでよいが、本委員会以外の議員はどうするのか。

○本委員会の位置づけは、あくまで議長の諮問機関であり、この場で検討した結果を議長に報告し、その結果を全員協議会等に諮ることになっている。従ってここでの検証結果を議長に報告し、それを受けて議長は議会全体としての検証を進めることになり、その結果を議会として最終的に公表する。この委員会での検証結果は議長に報告

するものであり、直接公表することはない。

○進め方として2回程度（2～3月）検証を行い、その後（4月）にまとめを行う。

○検証の対象期間をどうするのか。公表する手段はどうか。

○検証の対象期間は25年4月から26年3月までの1年間としてはどうか。公表は議長の諮問機関であることから、委員会として直接行うことはない。

○まとめとして、①資料に提出された検証シートを使うこと、②2月の次回委員会の1週間前までに各委員の検証結果を事務局に提出すること、③各委員の検証結果を一覧にして次回委員会で検証作業を行う。④4月にまとめを行い、遅くとも5月には議長に答申する。

2. 上牧町まちづくり基本条例（案）について

○上牧町まちづくり基本条例（案）に関するパブリックコメントの募集が1月8日より開始された。同時に同条例（案）と解説版を各議員に配布した。本日の資料としてまちづくり基本条例（案）変更箇所一覧を提出した。先の策定委員会から25年2月に答申があり、25年度実施の検討委員会案への修正箇所を比較一覧にしたものである。まちづくり基本条例についてのシンポジウムが1月18日に実施され、約50名の参加があった。パブリックコメントについては、1月24日現在で、実質2名の応募である。この後2月4日に最終の検討委員会が開催され、2月12日に町長に対し最終答申が行われる予定である。3月議会にまちづくり基本条例案として付議される見込みである。議会としての修正点があれば、この段階で議論し修正意見を出すことが望ましい。3月議会においても条例案として上程された場合、原案と可決するのか、修正可決するのかは議会としての議事手続きとしての1つの段階である。

○上牧町まちづくり基本条例（案）の同検討委員会における主な修正点は、次の通りである。

①（前文）の後半部分において、「町政は、町の発展に伴って、税収が増加傾向にあったこともあり、長年にわたり財政拡大方向の運営が行われた結果として、平成21年度には、財政健全化団体に陥ることになりました。そこで、町は、法律により義務づけられた財政健全化計画を策定し、町民の理解をえながらその計画に基づく取り組みを実施して来ました。」に一部変更

②第2条（定義）の第1号「住民」を削除、第2号「町民」は「町内に居住する者、町内で働く人や学ぶ人、町内において事業活動その他の活動を行うもの及び町内に利害関心を有する者をいいます。」と一部変更

③第8条（議会の役割と責務）の第3号「議会報告会を毎年開催し」を削除、第6号「議会は、その権限を有効に用いて、執行機関の町政運営を調査並びに監視し、その結果を公表しなければなりません。」に一部変更

④第9条（議会の権限）の第2項第2項を削除

⑤第35条（まちづくり協議会）第1項「町民は、多岐にわたる課題等に総合的に対応し、個性的で心豊かな地域をつくるため、一定のまとまりのある地域の多様な主体で構成し、協働してまちづくり活動を行う組織として、まちづくり協議会を設立することができます。」と一部変更、第4項「町は、まちづくり協議会の自主性及び自立性に配慮するとともに、住民自治の一層の進展を図るうえにおいて、その意思を尊重し

なければなりません。」と一部変更

○検討委員会で一部修正や削除が行われたが、基本的には策定委員会の答申を大きく変えるのではなくて、それを尊重しながらその条項に見合った条項にすることが目的であった。それも簡単に修正されたのではなくて、多くの議論の結果である。最高規範と位置づけられたもので、これに沿った形で議会基本条例も皆で読み合わせながらキチンとしたものにして行かなければならない。3月議会で十分議論したうえで、制定されることを望む。

○こうして町の憲法が出来ることは大変な進歩ではないか。土地開発公社の帳簿がなくて通帳だけでやっていた上牧町が、このように憲法を作って粛々とやって行こうということは格段の進歩であり、かなり進んだとの印象である。

○この段階で議会として、条例案と同逐条解説案も含めて意見を出しておく必要があり、協議したいが、どうか。(全委員異議無し)

○前文の逐条解説案(第3、4段落)において、財政健全化団体に陥った経緯が工夫しながらソフトに書かれているが、この部分は必要なのか。

○財政健全化団体に陥ったことは、最初はハッキリと書かれていたが、今はオブラートに包んだようになってきているとの指摘である。この部分は大変な議論が行われ、一層削除してどうかとの意見もあったが、当初に作った方々の思いがあり、妥協の産物としてこのような表現に落ち着いた。学識経験委員から「そのような言い方は、品が無い」とまで指摘された。

○第2条(定義)第1号「町民」が「町に利害関心を有する者」は分かりにくいだが…

○利害関心を有する者として括られているのは、かなり広く考えられている。例えばふるさと納税者であるとか、土地の所有者、NPO法人など極めて広く考えられた。町道の通行者もこの中に含まれていると解すべきであろう。

○第35条(まちづくり協議会)は、実現性があるのか。

○まちづくり協議会についてもかなりの議論が行われた。まだまだ具体的な構想はなく、むしろ将来の構想が示されたと考えるべきである。

○第25条(行政評価)において、行政に任せすぎではないか。

○前文や基本原則を含めて体系的に捉える必要がある。この基本条例はまだメニューが示された段階であり、実施するための方法論はこれに基づいて条例規則等を今後整備して行くことになる。

○まちづくり基本条例の重要性は理解出来るが、意見としてもっと時間をかけて取り組むべきではないか。パブリックコメントも僅か3名であり、住民への周知を図って、もっと住民の意見を取り入れる必要があるのではないか。議会や町まかせきりになっている気がするが…。

○この基本条例が出来たことで、住民が不利益を被ることではない。考え方やメニューが示されており、進め方として基本条例を先ず作り、そのうえで住民の意見を取り入れて将来にわたって、絶えず見直しをかけて行くことになる。2つの委員会を通じて条例案にまとめられたので、一旦条例として作り、住民意見を受けて評価、検討を経てさらに深化させて行くことが望まれる。

○どこまでが十分な議論なのか、判断は難しい。シンポジウムにはかなりの住民も参

加され、一定の意見も述べられた。見直し規定もキチッと盛り込まれており、この辺で条例化すべきである。そのうえで皆がもっと関心をもって見て行けば、情報の共有も深まるのではないか。

3. 26年度主要事業のヒヤリングについて

○26年度の主要事業と資料の扱いについて町に説明を求めることは、前回の委員会で協議し、全員協議会で実施を決定した。実施の時期について、議長から報告をお願いする。

○26年度の主要事業と資料の扱いについて理事者と協議の結果、2月14日（金）に全員協議会を開催する予定である。この段階では、主要事業の概要について説明を受けることとし、詳細な資料については3月議会の招集告示時に提出を受ける。また議案説明会も予定しているので、説明と資料の重複は出来るだけ避けたい。それを受けて、議会としても資料の扱いが円滑に行くように配慮を頂きたい。

○補足として、12月の本委員会でも検討したように、先ず主要事業の概要について説明を受け、議会としての必要な資料を調整のうえ議長から要請する。昨年度の予算資料に準じた資料と併せて、出来れば理事者からの提出を要望する。

○資料は、理事者側が議会や住民に対して「事業の内容や効果について説明をするための資料である」ことをよく伝えて頂きたい。

○議会基本条例第8条（議会審議における論点情報の形成）に、7項目が挙げられており、これにつながる資料でなければならない。

- (1) 政策等を必要とする背景
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 他の自治体の類似する政策との比較検討
- (4) 町民参加の実施の有無とその内容
- (5) 総合計画との整合性
- (6) 財源措置
- (7) 将来にわたる効果及び費用

4. その他

○12月の全員協議会で、議会としてタブレット端末の持ち込みと議場内へのパソコンの持ち込みを決めた。会議規則の改正が必要であり、早い時期に作業を進めて行かなければならない。

○会議規則の改正は、議場内への通信器機の持ち込み禁止と新聞等の閲覧禁止の2項目あり、議長を中心に事務局において改正案の準備をお願いする。

次回開催日程は、2月14日（金）午前13時30分～

以上